

## 令和7年度 第3回宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和8年1月29日(木) 午後1時30分から午後2時25分まで

場 所: 宮城県行政庁舎2階 201会議室

出席者: 審議会委員9人

大坂純、小原聡子、小山政明、佐々木悦子、菅原壽子、堀毛裕子、松本文弘、  
翠川洋、八島定敏

議案等: 議事 審議事項

宮城県犯罪被害者等支援計画 第2期(最終案)について

議事 報告事項

宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援について

### 議事の概要

#### ○司会

只今より、宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の末永よりあいさつを申し上げます。

#### ○末永部長

本日はお忙しい中、宮城県犯罪被害者等支援審議会に御出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、日頃、環境生活行政の推進に関しまして、御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本審議会は、10月の前回の会議で、第2期計画の中間案について御審議をいただきました。第2期計画につきましては、第1期計画の部分的な修正に留まっておりますが、委員の皆様におかれましては、丁寧に議論を重ねていただき、改めて御礼を申し上げます。

本日は、前回の審議内容を踏まえて、計画の最終案について御承認をいただくこととしております。また、前回の審議会で御説明した支援調整会議の設置による重層的支援の取り組みについても、検討状況を御報告させていただきます。

日頃、犯罪被害者等支援に御尽力いただいているみやぎ被害者支援センターでは、昨年、設立25周年を迎えました。昨年12月11日の河北新報においても、そのことが紹介されておりました。記事では三輪理事長から、「市町村が支援の窓口になるのが理想」とのコメントが記載されておりました。住民に身近なサービスを担っている市町村に協力をいただくことは、犯罪被害者等支援にとって大変重要なことであると考えております。

県といたしましては、支援調整会議の枠組みを活かし、市町村と協力し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取り組みを進めて参りたいと考えております。

本日の最終案につきましては、今後、県議会の環境福祉委員会において、最終案を報告させていただきます。3月中に策定という運びでございます。本日が最後の審議会となりますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○司会

本日は9名の委員の皆様全員にご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成

立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第 19 条の規定により、原則公開となります。ただし、昨年度第 1 回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の 3 分の 2 以上の多数で決定した場合は、非公開とするという扱いとさせていただいております。本日、事務局といたしましては、議事に不開示情報は含まれていないという認識であることから、公開として進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○司会

それでは、議事にまいります。ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしく願いいたします。

○佐々木会長

本年もどうぞよろしく願いいたします。それでは早速、議事を進めたいと思います。議事の審議事項、宮城県犯罪被害者等支援計画 第 2 期(最終案)について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

宮城県犯罪被害者等支援計画 第 2 期(最終案)について、御説明申し上げます。まず、資料の御説明をいたします。本議事で使用する資料につきましては、資料 1-1「最終案の概要」、資料 1-2「最終案の全文」、参考資料「中間案からの修正点」です。

はじめに、資料 1-1 は、最終案の概要でございますが、資料 1-2 の計画全文の修正を反映したのみですので、説明を省略いたします。

資料 1-2「最終案の全文」の 26 頁を御覧ください。中間案からの修正箇所には下線を引いております。

基本的施策1「安全の確保」No.5 でございますが、支援の概要 3 行目について、中間案で「更生保護などの支援体制」としていたものを、「更生保護などの体制」としました。参考資料の該当箇所は、No.1 でございます。これは、前回の審議会で八島委員から頂いた御意見を基に、「支援」という文言を削除したものです。

同じ頁の No.9 を御覧ください。中間案で「特殊詐欺電話撃退」としていたものを、「特殊詐欺電話対策」としました。参考資料の該当箇所は、No.2 でございます。これは、特殊詐欺電話に出たから撃退するというのではなく、被害防止の対策に重点を置くこととしたものです。施策の概要についても、現状に沿った内容に修正しております。

続いて、39 頁を御覧ください。基本的施策 13「普及啓発」の No.1 について、中間案で「犯罪被害者週間」としていたものを、「犯罪被害者月間」としました。参考資料の該当箇所は、No.6 でございます。

これは、国で策定を進めている「第 5 次犯罪被害者等基本計画(案)」において、週間を月間化すると案が示されたことによるものです。

なお、既に警察庁からは、昨年 10 月中旬以降、全国の都道府県に対し、今年度から、広報

啓発強化期間を11月1日から12月1日までとし、その通称を「犯罪被害者月間」とする旨通達があったところです。

この修正に伴い、参考資料のNo.8に記載のとおり、用語集についても、名称と解説の記述を修正しております。

参考資料において御説明した項目以外のNo.3からNo.5、No.7及びNo.9につきましては、軽微な文言の修正を行ったものですが、その内容は資料に記載のとおりでございます。

計画の最終案の説明は以上でございます。なお、パブリックコメントは、昨年10月17日から11月18日まで1か月間行いましたが、御意見等はございませんでした。

また、10月27日の県議会環境福祉委員会で集中審議が行われ、「重層的支援に向けた支援体制の構築」についての内容を確認する質疑が1件ございましたが、計画案に修正を加える内容ではありませんでした。

今後、本計画は、県議会環境福祉委員会に最終案を報告し、3月中に策定する予定です。

本議事についての説明は以上です。

○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局の方から説明がございましたが、この説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○八島委員

確認という意味で、改めてこの最終案を読ませていただきました。計画には、基本的施策9に「人材の育成」という項目があり、基本的施策13に「普及啓発」という項目があります。

35頁の基本的施策9「人材の育成」のNo.2には、「犯罪被害者等を支援する県民、事業者の育成」とあり、その例として、「高齢者の虐待防止について学ぶ県民」、その下には「DVの防止について学ぶ県民」とあります。

今更ダメだと申し上げるわけではありませんが、「学ぶ県民」が育成に当てはまるのかどうか、また、「普及啓発」では、「正しい知識の普及啓発に取り組む」との記載もあり、「人材の育成」に書かれている「学ぶ県民」という記述と、「普及啓発」における記述との違いがよく分かりません。

「普及啓発」はお知らせをするということで良いと思いますが、その意味を知らないと、学ばなければ最終的に啓発にはならないのではないかと少し思ったので申し上げました。

直して欲しいという意味ではありません。この計画は良くできていると私は思います。

一方で、この計画を運用するにあたって、「普及啓発」と「人材の育成」との違いを明確にして進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○佐々木会長

ありがとうございます。施策の実行にあたっては、今の御意見を踏まえて、違いを明確にして進めていただきたいと思います。事務局はどのようにお考えですか。

○事務局

こちらに記載しているものにつきましては、ある程度想定している事業を含んでおりますが、当然、我々がやっている事業以外も含めておりますので、そういった事業の実施にあたっては、御意見いただいた点も含めて、しっかり意識しながら進めていきたいと考えております。

○佐々木会長

これ以上、御意見がないようでしたら、最終案はこのとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。

次の議事は報告事項となります。「宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、「宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援」について御説明いたします。

説明に先立ちまして、資料 1-2 の 33 頁を御覧ください。

前回(10月)の審議会では、第2期計画のポイントとして、第4章の基本目標3「支援等のための体制整備への取組」の基本的施策7「相談及び情報の提供等」において、「重層的支援に向けた支援体制の構築」に取り組むこととする旨御説明いたしました。

改めて御説明いたしますと、こちらは、県、犯罪被害者等が居住する市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行うというものです。

こちらに記載の「会議体」が既存の連絡協議会と異なるのは、一般的な情報共有や事業承認などではなく、個別具体的なケースを検討するケース会議であるという点です。例えば、生活支援については、これまでも連絡協議会の枠組みなどを活用し、警察などが関係機関や居住地の市町村につなぐ支援を行っていましたが、重層的支援では、市町村も含む各機関が集まり、漏れが生じないような支援施策を検討するというものです。

ここまでの、前回の審議会で御説明した内容でございますが、現時点の方向性について、御報告いたします。

資料 2「宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援 イメージ図」を御覧ください。

こちらの資料は、犯罪被害者等が、現在検討を進めているワンストップ支援の枠組みで支援を受ける場合の流れを図式化したものになります。

図の左上、①を御覧ください。この枠組みにおいて、支援の端緒となるのは、県、県警察、被害者支援センターのいずれかの「対応機関」に対する相談や被害申告です。

三者以外の機関に相談等があった場合には、その機関が必要に応じて対応機関につなぐことを想定しております。例えば、前回の審議会で菅原委員から言及がありました、児童虐待事案における児童相談所、DV事案における女性相談支援センターなどが想定されます。

次に、図の②において、端緒となった機関が面談を行い、犯罪被害者等の状況やニーズを把握するためのアセスメントシート等を作成します。その際、③のとおりワンストップ支援に係る同意をいただきます。

ワンストップ支援の対象となる事案や対象者は、今後、協議の上、決定いたしますが、支援

対象となった方が、ワンストップ支援を希望した場合には、端緒となった対応機関が、他の対応機関全ての同意を得た上で、図の⑤のとおり、県が支援調整会議を開催します。

図の右下のとおり、支援調整会議は基本的に県共同参画社会推進課、県警犯罪被害者支援室、被害者支援センター、対象者が居住する市町村の四者を必須機関とします。事案毎に、連絡協議会の構成機関や、その他の支援機関の参加が必要であると判断した場合は、対応機関全ての同意を得て、県から参加依頼を行います。

支援調整会議では、迅速な計画作成のため、図の左下の④のとおり、端緒となった対応機関が、予め支援計画書の原案を作成することとし、実際に行う支援内容や支援時期などについて協議を行います。

協議の結果、図の⑥のとおり、正式な支援計画書を県が作成します。そして、⑦のとおり、支援計画書に記載した支援を実施する市町村、連絡協議会構成機関等を含む「支援所掌機関」に対し、支援の提供、進捗状況の確認、フォローアップについての依頼を行います。

支援は、図の⑧のとおり支援所掌機関それぞれにより実施されることとなります。支援の状況については、各支援所掌機関が図の⑨のとおり県に報告することとし、支援が確実に行われているかどうかを県が把握します。

このような方法により、関係機関の支援を県が一元的に調整・把握することができます。そうすることで、被害者等が各機関に問い合わせをする度に、被害内容を申告するという負担を軽減し、二次的被害を与える可能性を減少させることや、被害者等本人でも把握していないけれども受け得る支援について、漏れなく提供することができると考えております。

今回の方針は、警察庁が、有識者検討会の提言を踏まえ、都道府県に対し、関係機関・団体で構成される会議体を設け、ワンストップ支援を実現することを求めていることを具体化するものでもあります。県としては、今回御説明した支援体制が、日頃、県警察や支援センターが犯罪被害者等の支援に尽力されているという現状に即した方法であると考えております。

資料 2 の説明は以上となります。

なお、資料にはございませんが、今後の進め方について、御説明します。今後、県警察やみやぎ被害者支援センターと協議を継続し、「三者での協定締結」をもって運用を開始したいと考えております。協定の締結は、来年度中を目指しております。

協定締結後は、警察庁が提供する事業の活用等を行い、支援調整会議の出席想定者とともに、想定事案を基にしたシミュレーション訓練等の研修を実施し、関係機関との連携を一層深めながら、より効果的な支援に資するよう努めて参りたいと考えております。

報告事項についての説明は以上です。

#### ○佐々木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局の方から説明がございましたが、この説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

#### ○小原委員

これは、犯罪被害者の方のために、どこかの相談機関や支援機関があつて、説明のあった制度が適当だろうと思った支援者が被害者の方に御説明をして、被害者の方が申し込むという流れであるという理解でよろしいですか。

○事務局

はい。こちらにつきまして、基本的には左下に書いてあるような三者を想定しておりますが、例えば、児童虐待であれば三者以外に相談がされると思いますので、その事案の内容に応じて、支援調整会議を開いて漏れのない支援を行う必要があれば、三者のいずれかにその相談機関から情報をいただいて、その後、我々の方で引き受けて総合的な支援につなげていくといったイメージでございます。

○小原委員

そうすると、支援者の方が、自分たちだけでは分からない部分もあるので、こういった全体が分かる場に申し込んだ方が良く判断して、被害者の方に「このようなところに相談していいですか」、「このようなネットワークに入って良いですか」ということについて承諾を得るといった理解でよろしいですか。

○事務局

はい。そのような形を想定しております。したがって、この枠組みができましたら、各関係機関にはしっかりと周知をさせていただいて、例えば、対象となる事案なども含めてしっかり御案内をさせていただきながら、この体制がしっかり回るように努めていきたいと考えております。

○小原委員

それが入口だとして、そのケースがある種、登録されていくわけです。おそらくマネジメントの場に入っていったって、コーディネート機関がそれを把握していくという御説明だったと思いますが、入口があるとした時に、出口というか、この会議ないしネットワークというものには、延々と入り続けるものなのか、ある種の終了のようなものが想定されているのか、そのあたりを教えてください。

○事務局

はい。こちらの図で言いますと、「支援計画書」というものは、被害者の方に応じたものを作成しますので、先ほどのご説明でも申し上げました通り、計画した支援がなされるかというところについては、最後まで、県でしっかり把握していく形になっております。

○小原委員

そうすると、長さはあるにしても、ある種の終了はあるのか、目標は「支援から脱すること」といった部分もあると思いますが、コーディネート機関がずっとそのケースを把握し続けるという理解でしょうか。

○事務局

どのような支援がなされるかということもあると思いますけども、もし長期的な支援が必要という風になれば、我々の方でもしっかり対応していくということにはなると思います。

また、詳細はこれから決めていきますが、現時点で、事務局では、目安として約1年のスパンをイメージしております。他の都道府県では類似の支援方法について、先行して始まっているところもありますので、そういった事例も踏まえながら宮城県としての枠組みを固めていきたいと

考えております。

○小原委員

ありがとうございます。入口はすごく良いワンストップとなっていると思います。

一方で、私自身が関わっている事業でも様々な機関があるので、コーディネートしようという方法がありますが、長期間に渡る支援のそれぞれのフェーズの中で、コーディネートをする支援者が変わっていくということもあるかと思えます。

最終的に、先ほどの部長の御挨拶の中にあつた「市町村が支援の窓口になるのが理想」のようところに落とし込んでいく目標や方向性というの、県としてどのように考えているのかと思っております。

私自身も解決策を持っているわけではありませんが、この分野ではどのような議論をされているのかということを知りたく、お伺いしたいところもありました。

○菅原委員

支援の流れとして、例えば、犯罪に巻き込まれた場合に、被害者は刑事手続を踏むということであったり、医療機関に掛かったりというように、段階を踏んでいくわけですが、最終的には自分自身の力で生活できるような状況、地域での生活ができるような状況になったら、そこが支援終了の時期だと思います。

延々とではなく、期間が1年と区切れるかどうかは定かではありませんが、それぞれの段階で支援が途切れないようにして、最終的に被害者が自分自身の力でなんとかやっけていけるような状況に持っていくことが最終的な目標になるのだと思います。

○小原委員

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたことについては、自分の分野でも悩ましいところがあります。ハード面の支援で言えば、長期になってくると、誰が長い期間サポートするのかというところが、分かりにくくなってきたり、頭を抱えるようになっていたりする方がいる一方で、今のお話も合わせて、「途切れないように」であったり、「分からないことが見つけやすいように」であったりというようなイメージを持っていらっしゃるということを改めて教えていただきました。とても大事なことだと思います。

コーディネートする長さ、把握していく長さについて、その立場の方はすごく大変だろうと思いますので、是非とも頑張ってくださいと思います。

○事務局

ありがとうございます。詳細につきましてはこれから整理します。例えば、ワンストップ支援の対象にする事案については、当然、全ての事案を対象にするわけではなく、殺人等の重要犯罪を特にその対象とするという形で整理するようなこともあろうかと思いますが、そういったところも含めて、しっかりと協定・要綱で整理して、進めていきたいと考えております。

○佐々木会長

小原委員が危惧されている部分としては、組織として窓口を1つにしたらそれで良い、機関が集まって検討、支援の提供をすればそれで良いという部分から漏れるようなことがないように、

いわゆる伴走型の支援体制というの必要なかと思えます。

入口から先ほどの目標となる出口まで、誰かが寄り添い続けるような体制でないと、少々不安があるという部分なのかと思えます。その辺の連携に加えて、もちろん各部署がそれぞれ対応できて、それで済んでいる事例はたくさんあると思えますので、どういった事例をこの枠組みに上げていくのかという基準や指針をしっかりと作っていただけると良いと思えます。

#### ○大坂委員

小原委員の御意見にも関連しているところがありますが、支援計画の修正について2つお話をさせていただきます。

このような計画には修正が付き物でして、最初に本人の様々な実態や環境において計画を作ったとしても、フェーズの変化によってどうしても支援の内容やニーズも変わってくるので、修正ということをしっかり頭に入れるということは大変重要なことです。

このことについては、県警の被害者支援室及び被害者支援センターでこれまで多々やっておられるでしょうし、ノウハウがあると思えますので、計画の作り方や途中の計画の変更についても、しっかり三者で協議をしていただいて、取り入れていただくとうれしいと思えます。

2つ目は、今、様々な話が出ておりましたが、被害当事者の方との関係性ということを大切にしたい支援を考えなければならないと同時に、重層的な支援を行う機関は、その関係性が間違った方向に行かないようにチェックをする場でもありますので、関係性を大切にしながらも、そういったところをチェックしながら進めていくということについても、おそらく、県警と支援センターがよく御存知だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

改めて申し上げますこととしては、そういったことは残しておかないと忘れられてしまいますので、修正も付き物であるし、関係性にも気をつけていかなければならないということはしっかり言葉にして、文書にして残していただけるとありがたいと思えます。

#### ○菅原委員

確認ですが、先ほど佐々木会長の方から「伴走者が必要」とお話がありました。私も伴走者というのは絶対に必要だと思いますが、これは端緒機関が担うとお考えなのかどうか、改めて確認させていただきます。

#### ○佐々木会長

おそらくこのシステムは県が中心になるという仕組みになろうとしているのだと思えますので、県の中で担当の方が決まるのだと思っているということであると思えますがいかがでしょうか。

#### ○事務局

資料に記載のとおり、県がコーディネート機関となりますので、我々が全体をコントロールしながら、必要に応じて端緒となった機関に御協力をいただくということが事案に応じて出てくると考えております。

#### ○菅原委員

やはり、最初に相談をしたところというのが一番信頼を築かれていると思えます。先ほど、関係性のチェックも大事だというお話もありましたので、関係性を大切にするのであれば、端緒と

なる機関に伴走者として、随行や橋渡しをしていただくのが良いかと思ひます。これから起こりうることについて、被害者が1人で新たに三者(対応機関)につなげられるであるとか、支援調整会議の方に移行して「このように計画が立てられましたよ。」というような説明であるとかも、1人で受けるのではなく、その伴走者の方が常に一緒に聞いてくれるなどといった方が、やはり安心できるのではないかと思ひます。

対象事案や対象者についても今後検討するという中で、重要事案を対象にするというようなお話もありましたので、重要事案の被害者であればなおのこと、関係を大切に、信頼関係の築けた方に伴走者となつていただきたいですし、三者のいずれかから支援計画の内容を伝えられるにしても、その伴走者を大切にしたいと思ひました。

#### ○事務局

御意見ありがとうございます。運用にあたっては、お話し頂いた点も被害に遭われた方の安心感につながってくるかと思ひますので、今後、運用の部分を検討するにあたっては、御意見頂いた点も含めてしっかり意識しながら整備を進めていきたいと思ひます。

#### ○佐々木会長

ありがとうございます。これから色々細かい部分を詰めていくという段階であると思ひておりますので、委員の意見をよく取り入れて作っていただきたいと思ひます。

#### ○堀毛委員

今までの話に重ねる形になってしまうと思ひますが、資料2の共通事項(端緒となる機関が行う)ということで②と③がありますが、この端緒となる機関というのは最初に相談を受けた場所ということですので、この対応機関の三者以外の資料1-2の33ページに掲載されているような機関のいずれか、あるいはそれ以外のところであることがあり得るわけです。そうすると、先ほど仰っていたように、このようなシステムがあるということ、事務局の方で周知していくことが必要で、それが分かっていないと最初に相談等を受けた機関がこのような枠組みを利用できるということが分からないということがあると思ひます。

先ほど小原委員の発言の中にもあったと思ひますが、その枠組みに乗せる必要性について、もちろん被害者本人の了解があつてのことではあります、最初に受けたところが判断するのかもしれないと思ひます。

加えて、どのような事案を上げてくるかという点については、これから基準を決めると仰ていましたが、その辺も含め、ワンストップの枠組みに上げるかどうかという判断も大変大きな問題だと思ひます。それによって、最初に相談等を受けた機関が先ほどから出ている伴走者となつてずっと関係性を持っていくということが、中心的なことになってくると思ひますので、今回のモデル図はもちろん必要ですが、具体的に相談をした人がどうなっていくのか、あるいはそれを受けて伴走する立場の方も大変だと思ひますので、是非、具体的なイメージを持ちながら、これをさらにブラッシュアップしていただきたいと思ひます。

#### ○事務局

ありがとうございます。これからということもございすし、現在、試行的に行つている事例もございすので、そういった中で、頂いた御意見を踏まえながら、漏れのない支援につながるよ

うにしっかりやっていきたいと思ひます。

また御意見いただく場面があれば、是非皆様にもまた改めてお話をさせていただいて、御意見をいただく場を作っていきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○佐々木会長

ありがとうございます。大変重要なシステムですので、機会があればというよりは、また進捗状況の御報告をいただきたいと思ひます。

報告事項は以上とさせていただきます。

それでは、最後に「その他」ということでございますが、今までの議題とは別に何か御意見はございますか。

○八島委員

最後にまとめるつもりはないですが、5年間の計画が出来上がりつつあります。私は良くできていると思ひます。一方で、私もかつて行政にいて、企画関係部門が長かったものですから、様々な行政の計画を作りました。しかしながら、「作って終わり」という感覚の人が結構います。そうではなくて、作ってから始まるわけです。

ですから、是非、このワンストップの枠組みもこれからであるとは思ひますが、しっかり運用していただきたいという希望があります。

私が言うまでもないと思ひますが、1月6日の河北新報に「弔慰金の周知不足懸念」という記事がありました。「震災後の災害弔慰金支給法の改正について、申請窓口となる市町村の周知不足を懸念する声が出ている。改正から10年以上経ってホームページを更新した自治体がある。」という内容でした。10年以上も経ってからかと思ひました。

せっかく計画を作成しても、それがうまく運用されなければ、それこそ絵に描いた餅になってしまうわけです。ですから、是非、これを効率良く、効果的に運用していただきたいなと思ひます。

ストーカー規制法に関しても、犯罪被害を受ける人がいなくなるようにしようといった狙いで施行したにしても、警察としては実務上対応が難しい部分もありますから、この計画についても、是非、適切に、効果的に運用して欲しいという期待、希望を述べさせていただきます。

○佐々木会長

八島委員、ありがとうございます。それではこの辺で議長は降りさせていただいて、事務局に進行をお返ししたいと思ひます。

○事務局

佐々木会長、ありがとうございました。

ここで、環境生活部共同参画社会推進課課長の川部から一言御挨拶をさせていただきます。

○川部課長

本日は、宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)の最終案を取りまとめていただき、本当にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、昨年度4月から2年にわたり、一つの任期中に、2つの計画について、丁寧に議論をしていただき、本当にありがとうございました。

昨年度から頂いている御意見も踏まえながら、新たに内容を充実させた第2期計画は、5年間の計画として、今後、県議会に報告し、策定・公表させていただきます。

なお、今年度の審議会につきましては、本日が最後となります。委員の皆様の任期は3月31日までとなっており、今後につきましては、2月以降、事務局から現委員の皆様に御連絡させていただきますので、その際は御対応いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には、これまで多大な御尽力を頂き、また、それぞれの立場から貴重な御意見をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

#### ○事務局

以上をもちまして、宮城県犯罪被害者等支援審議会の一切を終了いたします。ありがとうございました。